

平成17年度 第1回 新潟市水道局入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成17年 5月20日(金) 新潟市水道局 3階 第3会議室	
内 容	1 平成16年度下半期(平成16年10月~平成17年3月)における発注工事状況の報告 2 指名停止措置について 3 当番委員より抽出された工事案件の審議 4 次回の定例会議の開催について ・次回日程	
委 員 (委員数 5名) (出席数 5名)	委員長 沢田 克己(新潟大学法学部 教授) (出席) 委員長代理 斉木 悦男(坂井・斉木法律事務所・弁護士) (出席) 委 員 佐田 克巳(北陸ガス(株)新潟支社 取締役支社長) (出席) 委 員 佐藤 昭二 (出席) 委 員 藤崎 俊晃(会社員) (出席)	
審議対象期間	平成16年10月 1日 ~ 平成17年 3月31日	
抽 出 案 件	10件(対象工事総件数98件)	
制限付き 一般競争入札	2件	場内整備(その1)工事 場内整備(その2)工事
指名競争入札	6件	緊急給水センター築造工事 配水管布設替工事 構内外柵等改良(その1)工事 ビル式配水池屋上防水工事 藤棚修理工事 ポンプ場排水設備改良工事
随意契約	2件	3号送水ポンプ点検修理工事 3号揚泥ポンプ点検修理工事
委員からの意見・質問, それに対する回答	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の 具申又は勧告の内容	特になし	

質問・意見	回 答
<p>・平均落札率に関するデータはいつ頃からまとめているのか。まとめてあるのならば、教えてもらいたい。</p>	<p>・平成 15 年度からまとめている。平成 15 年度上期は 95.54%、下期は 88.26%、平成 16 年度上期は 85.71%である。</p>
<p>・制限付き一般競争入札、指名競争入札、随意契約、それぞれで平均落札率をまとめているのか。</p>	<p>・平成 15 年度上期 制限付一般競争入札 該当なし 指名競争入札 95.0% 随意契約 96.39%</p> <p>平成 15 年度下期 制限付一般競争入札 86.06% 指名競争入札 83.39% 随意契約 94.30%</p> <p>平成 16 年度上期 制限付一般競争入札 85.25% 指名競争入札 83.55% 随意契約 94.11%</p>
<p>・指名停止をした業者で平成 16 年度下半期に、荏原製作所が随契で契約を結んでいるが、その契約日を教えてもらいたい。また、指名停止した期間についても教えてもらいたい。</p>	<p>・契約日は 1 月 8 日で、指名停止期間は 2 月 15 日～ 3 月 14 日の 1 ヶ月間です。</p>
<p>・現場代理人が重複していることで、荏原製作所が指名停止になっているが、重複が発覚したのはいつか。</p>	<p>・工事検査管理室が竣工検査を行った 1 月末に発覚した。(下水道建設課と農地課の発注工事)</p>
<p>・指名停止が 2 月 15 日からとなっているが、停止期間の決定の仕方はどうしているのか。</p>	<p>・新潟市と同一歩調をとっているので、新潟市に準じる形で指名停止を行った。</p>
<p>・通常、契約をすると現場代理人や主任技術者を届けることになっていと思うが、今回はこの時点でチェック漏れがあったのか、それともチェックをしないのか。</p>	<p>・工事の主管課がそれぞれの書類の提出を受けるため、今回の場合主管課が別々なためそこまでのチェック体制ができていなかったと思われる。</p>
<p>・現場代理人や主任技術者の重複をチェックする体制が出来ていないならば、チェックする体制を作らなければならないと思うがどうか。</p>	<p>・現在工事情報を登録して検索できるシステム(コリンズ)が構築されており、国・県・政令指定都市が 500 万以上の工事の登録(管理技術者・現場代理人の登録も含む。)を義務付けていて、新潟市も 4 月 1 日から実施している。局でも 7 月 1 日から始められるよう準備を進めており、今後これを活用していく。</p>

<p>・指名停止については国、県、市などそれぞれ横断的にチェックしていかなければならないと思うが、他で起きたこの種の不祥事を把握するシステムは出来ているのか。</p>	<p>・国であれば北陸地方整備局から、県であれば契約担当課から、市の契約課へ入ってくるシステムが出来ている。局は市から情報を教えてもらっている。そして指名停止については市と同一歩調をとるという基本姿勢があるので相談しながらそれぞれの措置基準に照らし合わせながら決定している。</p>
<p>・都道府県なり市町村に起こった不祥事については、国に集約されるシステムが出来ているのか。</p>	<p>・市からは、どこの業者が指名停止を受けたというレベルでファックスサービスみたいな形で入ってくると聞いている。</p>
<p>・処分が行わない限りそういう情報は入ってこないということですか。</p>	<p>・そうです。しかし、時事通信社等のニュースを常時インターネットで見ることが出来ますので、その方面からも情報収集を行っている。</p>
<p>・国と地方公共団体の関連の中で、国のどこかの機関で情報の集約、また上がってきた情報をフィードバックして下ろすというシステム化がされているのか。</p>	<p>・そういう運用はされていない。</p>
<p>・指名停止の情報が共有化されているということは、国や県で指名停止を受けるとそれが全国の市町村に通知されて、指名停止されると考えてよいのか。また、逆に市町村で指名停止されたなら国や県はどう対処するのか。</p>	<p>・国や県が行ったとしても、それぞれの市町村も措置基準を持っていると思いますので、それに基づいて各市町村で判断していると思います。全てがオールイコールではないと思われる。</p>
<p>・藤木鉄工(株)の指名停止の件で、過失による施工不良という理由で指名停止を行っていますが、これが故意で行っていたなら指名停止期間はもっと長かったのですか。</p>	<p>・水道局の措置基準で粗雑工事等は、市内の工事の場合1～3ヶ月の措置となっている。判断については指名委員会で諮られるが、今回は県の方でも過失という見解が出ておりますので、局としても過失ということで取扱を行いました。</p>
<p>・(株)内田組の指名停止について、偽計入札妨害罪で逮捕又は起訴された場合は、6ヶ月の指名停止が妥当との説明ありますが、今回は略式命令という刑が比較的軽かったため、4ヶ月という軽減措置となったのですか。</p>	<p>・通常では独禁法違反行為で3ヶ月、さらに逮捕で3ヶ月の計6ヶ月であります。市と足並みをそろえる形で今回は罰金刑という略式命令であったことと当初公正取引委員会の排除勧告を受けていなかったということで、4ヶ月となった。</p>
<p>・公正取引委員会の審判の中で、調整役の業者が特定され、3ヶ月の指名停止の追加を行っていますが、この件で苦情とか異議を言ってきた業者はありますか。</p>	<p>・ありません。</p>

・公正取引委員会の審判の中で調整役をしていたという事実を争っていないのですか。	情報としては入っていない。
・単独で工事又は特定共同企業体を組んで工事をするのかという考え方で運用基準はあるのか。	・特定共同企業体を組むのは、造園工事で7,500万以上、土木工事で5億円以上が対象となります。
・特定共同企業体の運用基準については、一般的に公表されていますか。	・新潟市のホームページ等で公表されています。
・緊急給水センターの設計は、水道局で構造計算も含め設計を行ったのですか。	・コンサルタントに発注している。工事についても、建築関係は市役所の営繕課の職員に併任職員という形でお願いしている。
・緊急給水センターの設計を見ると坪単価が40万円であるが、この価格が適正かどうか。建設費が水道料金に跳ね返ってくるのでコンサルタントとやり取りするときに坪単価の上限を決めてやってみてはどうか。	
・入札参加業者の選定はどのようにしているのか。	・1千万円以上は指名委員会で、それ未満は局の事務専決規程に基づいた決裁権限者で決めている。この規程についても、インターネットで公表している。
・1千万円以上の工事については、指名委員会の決裁の写しが配付されていますが、1千万円未満の工事についても、指名業者を決めた決裁の写しを配付してもらいたい。	・最終決裁者の印が押してある契約伺いを次回より配付する。
・随意契約について、誰が決裁権限者でどういう理由で随意契約なのかを明らかにしていく必要がある。書類があるのなら今後添付していただきたい。	・次回より配付する。
(その他) ・次回の抽出案件を藤崎委員に委任 ・次回は11月に開催予定	